

# 憲 法

## 注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は1枚配付します。
- III 解答にあたっては、黒インクのボールペンまたは万年筆のいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムで消せないものに限ります）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は60分です。
- VII 問題は1~2ページにあります。

# 憲 法

## [問題]

次の事案を読み、下の設問に答えなさい。

## [事案]

優生保護法（以下「法」という。）第1条は、同法が、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とすると定め、法第2条第1項は、「優生手術」とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもって定めるものをいうと定めていた。

そして、法第3条第1項（以下「本件規定」という。）は、「本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇形を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの」（第1号）等に対して、本人の同意及び配偶者（事实上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。）の同意を得て、医師が優生手術を行うことができる旨を定めていた。

近年、障害者の人権についての理解が進むにつれて、生まれつき「優秀な人」と「劣った人」があり、「優秀な人」の子孫を残すことを奨励し、「劣った人」の子孫を残すことを防ぐことで、人間の集団の改良を図るという優生思想自体が誤っているとの理解が広まっている。そして、国が優生思想に基づき一部の国民を「不良」とみなして生殖機能を失うことへの同意を求めること自体、重大な問題があると考えられるようになってきた。

Xは、1932年生まれの男性であり、遺伝性の障害により出生時から両耳が聞こえなかった。Aは、同年生まれの女性であり、3歳の頃、病気のために聴力を失った。XとAは、1951年12月に婚姻の届出をした。Aは、1952年7月頃に妊娠したことが判明したところ、その日の翌日、母親に連れられて病院に行き、本件規定に基づいて人工妊娠中絶を受けるとともに、不妊手術を受けた（以下「本件不妊手術」という。）。

Xらは、本件規定に係る国会議員の立法行為により本件不妊手術が行われたことによって精神的・肉体的苦痛を被ったなどと主張して、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償を求めた。

〔設問1〕 「自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由」の保障が憲法第13条からどのように導かれるかを説明しなさい。

〔設問2〕 本件規定に基づく不妊手術が本人の同意に基づいて行われることを理由

として憲法に違反しないとの反論がなされていると想定しつつ、本件規定が憲法第13条に違反するとの主張を論じなさい。ただし、立法行為の国家賠償法上の違法性やXらの請求権の消滅については論ずる必要がない。

以上